



宜野湾市で事業を行っている（法人・個人事業主）の皆さまへ

償却資産申告のお知らせ



市内で事業を営んでいる個人や法人の所有する償却資産（土地・家屋以外の事業用資産）は、固定資産税の対象となります。事業主の皆さまは、平成28年1月1日現在に所有している資産の申告を行ってください。

申告期間：平成28年1月4日（月）～2月1日（月）

申告場所：市役所2階 税務課（償却資産担当）

申告の対象となる償却資産とは、土地および家屋以外の事業用資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されている資産です。

申告対象となる主な償却資産（業種別）

業 種	資産の名称
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等、看板（広告塔、袖看板、ネオンサイン）、LAN設備、レジスター、舗装路面などの外構工事等
鉄工業	旋盤、ボール盤、研削盤、プレス機、溶接機等
印刷業	各種製版機及び印刷機、裁断機等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となっているものを除く）、大型特殊自動車等
不動産賃貸業 （アパート経営等） 駐車場業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装、機械式駐車設備（ターンテーブル含む）等
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場用設備等
飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、テレビ、放送設備等
小売業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のもの含む）、冷蔵庫、冷凍庫等
製パン業 製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、厨房設備、ビニール包装機等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医業 （歯科医院含む）	医療機器（ベッド、レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等

※廃業、解散、市外移転、該当資産がない場合も、必ずご提出ください。

※期限近くなりますと窓口が大変混雑します。お早めにご提出くださいますようお願いいたします。

申告手続きについて

マイナンバー制度導入に伴い、平成28年1月より

- ・申告書の様式が変わり、マイナンバーまたは法人番号の記載が必要になります。
- ・提出時に、本人確認が必要になります。（法人は除く）

＜例＞通知カード（番号確認）＋運転免許証（身元確認）



マイナンバー

※申告は窓口でのご提出のほか、郵送またはeLTAX（エルタックス）でのご提出も可能です。郵送の場合、受付後の控えが必要な方は返信用封筒（切手貼付）を同封の上、下記担当課まで送付してください。

〒901-2710 宜野湾市野嵩1-1-1 宜野湾市役所 税務課 償却資産担当

※申告用紙は市ホームページからダウンロードできます。

（ダウンロードは、市ホームページトップ 申請書ダウンロード ⇒ 税務課 より）

また、郵送でのご請求も可能です。必要な場合は、下記担当までご連絡ください。

問合せ：税務課（償却資産担当） ☎893-4411 内線232